

【概要版】真狩村災害廃棄物処理計画

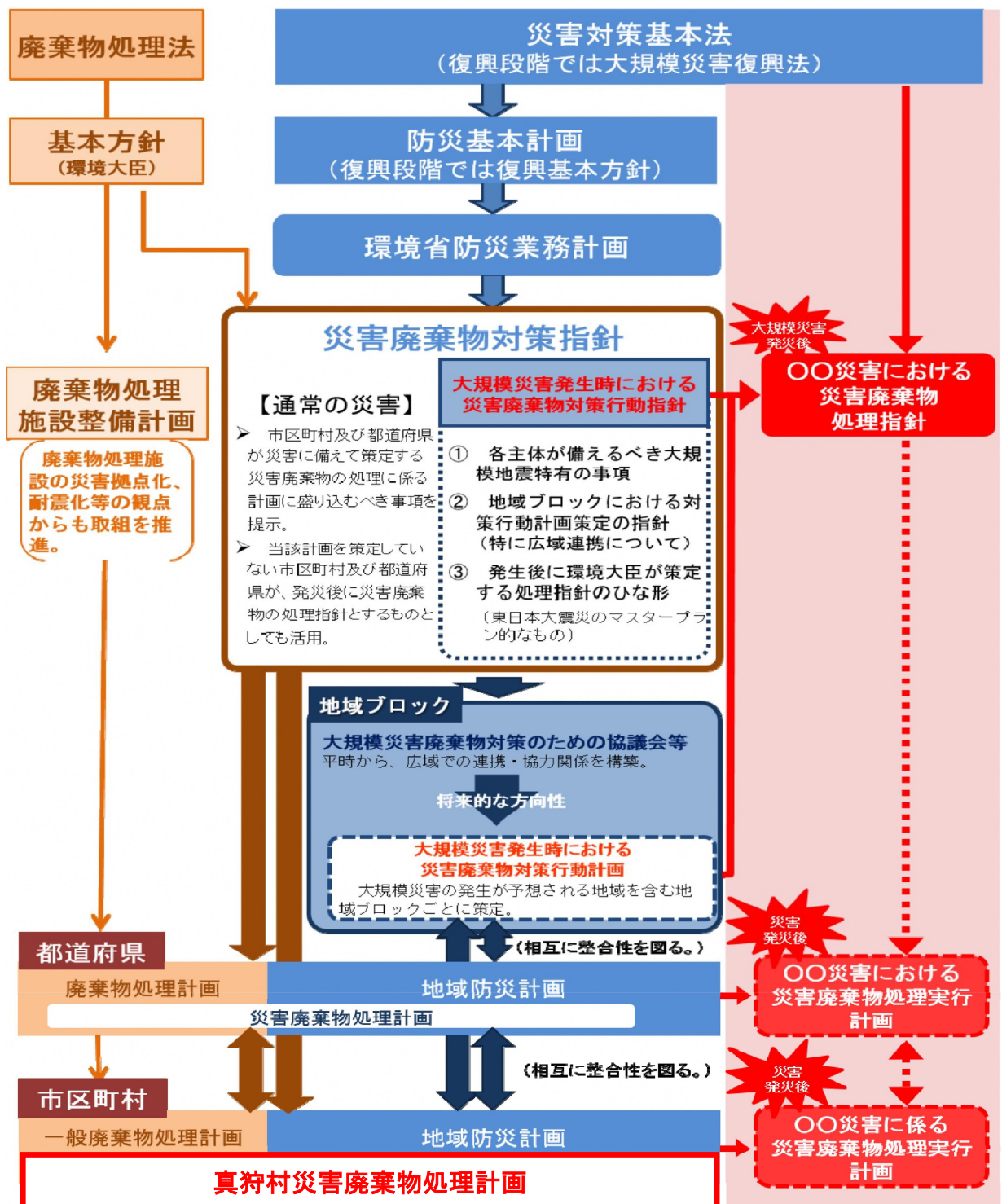
1. 計画策定の目的

(目的)

本計画は、真狩村における非常災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

(位置づけ)

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき、真狩村地域防災計画と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示したもので、本村で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



2. 対象とする災害

本計画では、地震災害及び水害、土砂災害を対象とする。本村では、表に示す被害が想定されているが、水害、土砂災害については地震災害のような個別災害の想定がないため、本村が作成したハザードマップの浸水想定区域図に基づく浸水被害等を対象とする。

項 目		内 容		
想定災害		北海道留萌沖地震	知来別川水系の氾濫	真狩村内の土砂災害
最大震度		5.6(震度6弱)	—	—
建物被害	全壊	1棟未満	44棟	0棟
	半壊	6棟	15棟	0棟
	焼失	1棟未満	0棟	0棟
	床上浸上	0棟	10棟	1棟
	床下浸水	0棟	32棟	6棟
人的被害	死者数	1人未満	0人	0人
	避難所生活者数	56人	0人	0人
	避難所外避難者数	30人	0人	0人
	避難者数計	86人	0人	0人

3. 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、地震等の自然災害により発生する廃棄物で、損壊家屋から排出される家財道具や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、し尿等）を対象とする。

解体廃棄物 片付けごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、木くず、廃プラ、廃タイヤ、コンクリート等、ガラス陶磁器くず、金属くず、その他取り扱いに配慮が必要となる廃棄物(廃家電、廃自動車等)
避難ごみ し尿・汚泥	し尿(仮設トイレ・汲み取り槽)、浄化槽汚泥

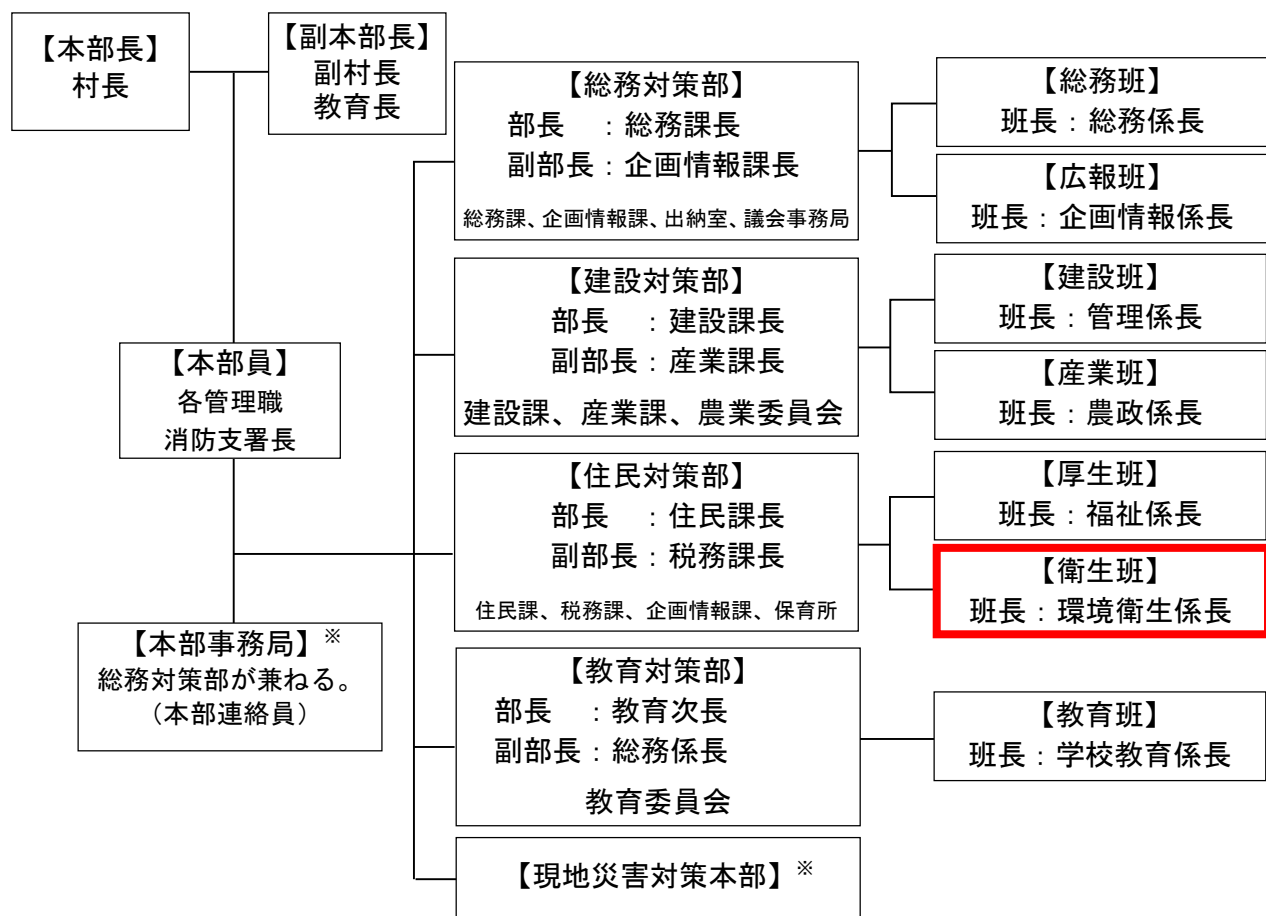
4. 災害廃棄物処理の基本計画

基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本村による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。
処理費用への配慮	経済的負担を軽減するため、混廃化や便乗ごみ(不法投棄)を防止する。

5. 組織体制

(1) 災害対策本部

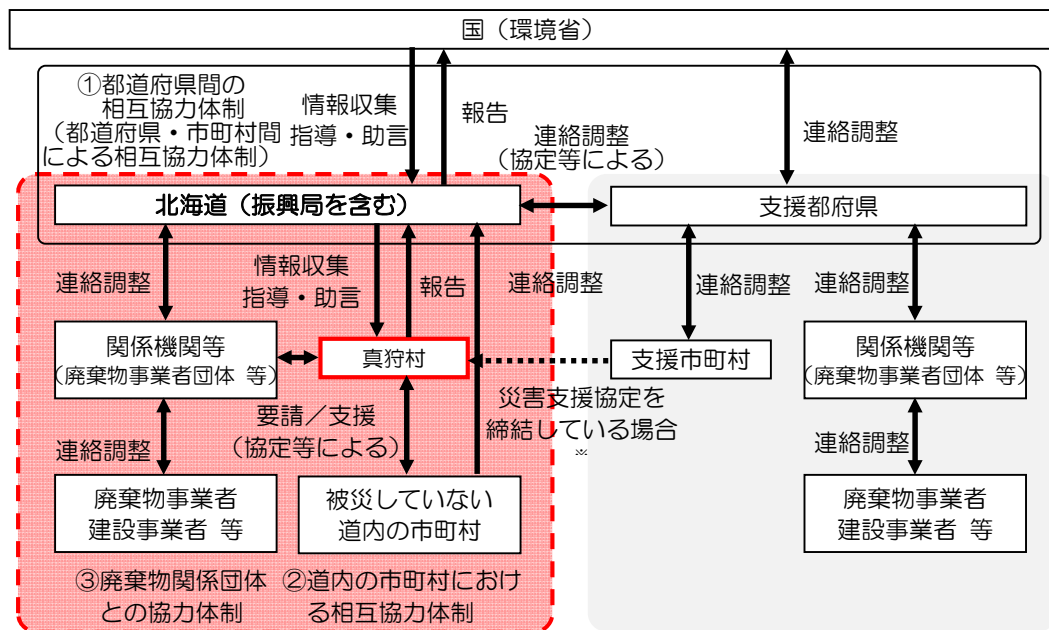
災害時は、真狩村地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、災害廃棄物処理を担当する組織については、図のとおりとする。



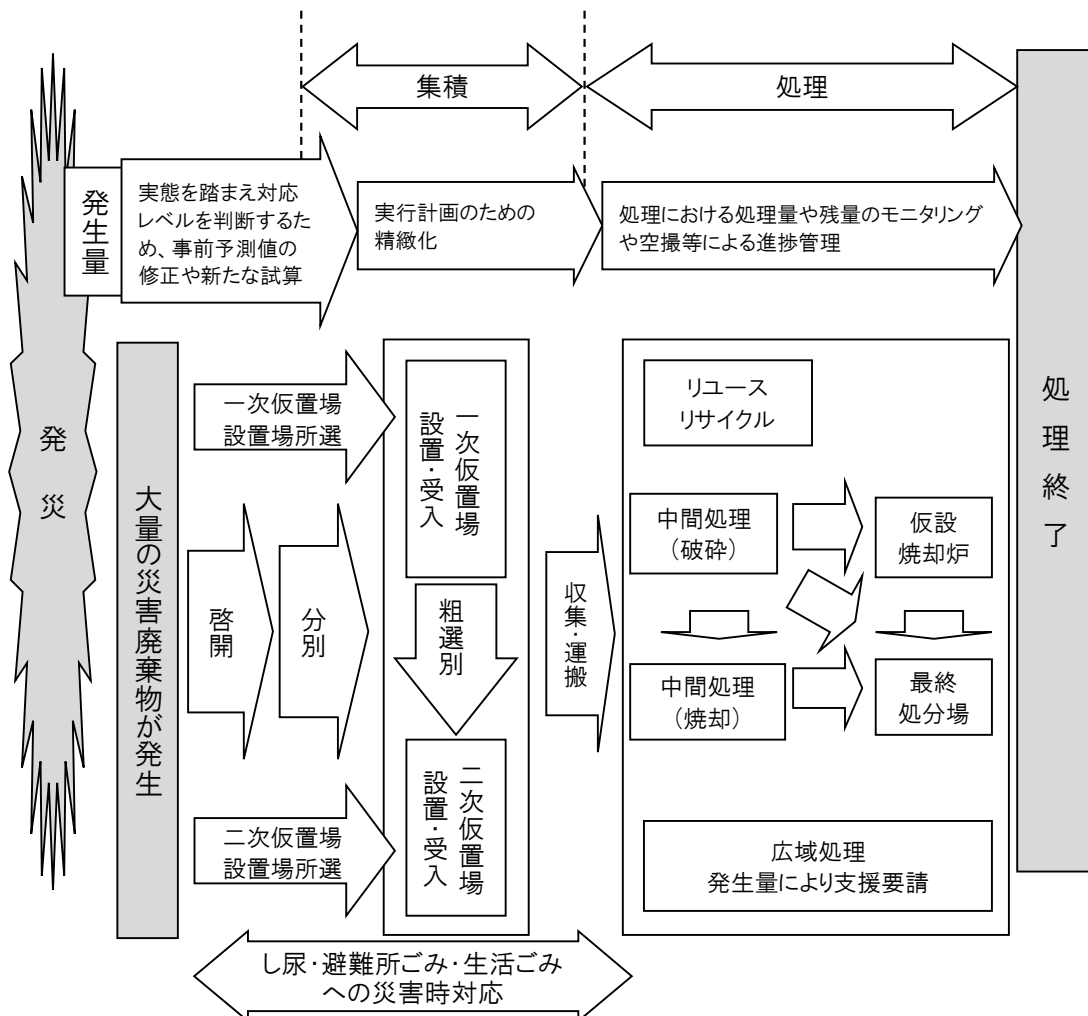
部	班	所 掌 事 務	所 管
住民対策部	衛生班	1 医療施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。 2 保健衛生施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。 3 廃棄物処理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。 4 被災世帯、住民等の被害状況の調査、報告に関すること。 5 被災者台帳の作成及び罹災証明に関すること。 6 災害時における医療救護等に関すること。 ア 救護所の設置 イ 医師会等医療機関との連絡調整 ウ 医薬品及び医療資機材の確保 エ 応急医療及び助産の実施 オ 被災者の心身の健康管理 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬措置に関すること。 8 被災者に対する救援物資の調達及び供給に関すること。 9 被災地及び避難所の防疫対策に関すること。 ア 保健衛生用品その他資機材の確保 イ 感染症の予防 ウ 避難所等の防疫指導、保健指導等、保健衛生環境の維持 10 災害廃棄物の処理(ごみの収集、し尿のくみ取り等)に関すること。 11 家庭動物の保護等に関すること。 12 被災者に対する弔慰金、更生資金及び援護資金に関すること。	住民課 保健係 戸籍年金係 医療保険係 税務課 税務係 固定資産税係 企画情報課 環境衛生係 商工観光係

(2) 国、道、都道府県等との連絡

広域的な相互協力体制を確立するために、道を通して国（環境省、北海道地方環境事務所）や支援都府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。



6. 災害廃棄物処理の全体像



処理スケジュール

処理行程		1年目		2年目		3年目	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
道内処理	仮置場の設置運営	★ 開設 選定	設置管理			撤去	
	公費解体工事の実施	受付	解体工事実施				
	災害廃棄物の処理	運搬、処分					
広域処理		調整					
		運搬、処分					

7. 仮置場の開設

災害廃棄物により、生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。また、災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれ、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、速やかに仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

想定する災害	仮置量	仮置場必要面積	
	(t)	(m ²)	(ha)
留萌沖(走行N193° E、モデルNo.1)地震	3,000	1,924	0.19
仮置場候補地	概算面積(m ²)		
真狩村一般廃棄物最終処分場	3,782		

8. 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、災害廃棄物実行計画を作成する。